

大竹市事業継続支援金

申請は商工会議所へ

新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化した市内の中小事業者に対して、事業継続を応援する支援金を支給します。

対象

- 次の全てに該当する方
- ①市内に本社・本店があるまたは本社・本店は市外であるが店舗(サービス業と小売業に限る)が市内にある。
 - ②新型コロナウイルスの影響により、2月から12月までの期間のうち、いずれかの1カ月間の事業収入が前年同月の事業収入と比較して30%(小数点以下切り捨て)以上減少し、かつその減少額が10万円以上である。
 - ③新規開業などで前年同月との比較ができない場合は、減少した月の前の月と比較します。
 - ④事業収入を得ている中小事業者であり、大企業者が経営に参画していない。

- ④大竹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等またはこれらの者と密接な関係を有していない。

- 給付額 1事業者10万円
- ※複数店舗を運営している場合も経営者が一緒であれば、1事業者として取り扱います。
- 必要書類 次の書類が必要です。なお、大竹商工会議所の会員の方は、⑤と⑥の書類は不要です。
- ①大竹市事業継続支援金交付申請書(代表者印を押ししてください)
 - ②事業収入明細書(代表者印を押ししてください)
 - ③誓約書(代表者が自署してください)
 - ④通帳の写し(表紙をめくったページの写し)
 - ⑤営業していることが分かる書類(次のアまたはイのいずれかを提出)

- ア 直近の確定申告書の写し(第1表)
 - イ 法人設立設置届出書、個人は開業等届出書の写し
- ※開業後、決算期や申告時期を迎えていない方などで、手元に開業等届出書などの写しがない場合は、大竹商工会議所に相談してください。
- ⑥本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、保険証など…法人は代表者のもの)
- 申請方法
- 令和3年2月1日(月)までに、必要書類を添えて大竹商工会議所に申請してください。
- ※申請受付時間は、土・日曜日、祝日、年末年始を除く9時から17時までです。申請受付時間内に持参することが難しい方は、大竹商工会議所に相談してください。
- ※支援金入金予定日は、市が送付する大竹市事業継続支援金交付決定通知書に記載しています。

問い合わせ

- ・申請に関すること 大竹商工会議所 ☎52-3105
- ・入金に関すること 産業振興課 ☎59-2131

問い合わせ 産業振興課 ☎59-2131

コロナ禍でお困りの事業者の皆さんへ

雇用調整助成金や 緊急雇用安定助成金の申請などで、社労士に支払った費用を一部助成 雇用調整助成金受給サポート補助金

問い合わせ 産業振興課 ☎59-2131

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が不安定な状況でも労働者の雇用を維持する市内の中小事業者に対し、市は雇用調整助成金等受給サポート補助金を交付します。

対象

- 次の全てに該当する方
- ①中小事業者などであって、雇用調整助成金などの申請を行った事業所を市内に有している。

- ※医療法人などの法人も対象です。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業などにより、広島労働局長から国の雇用調整助成金などについて、支給決定を受けている。
- 補助額
- 補助対象経費(千円未満は切り捨て)で、10万円まで補助します。
- 補助対象経費
- 令和2年1月24日(金)から令和3年3月1日(月)までの間で社会保険労務士に支払うことが確定した①と②の経費(消費税と地方消費税に相当する額を除く)です。

- ①広島労働局へ提出する雇用調整助成金などの申請書類の作成に要する経費
 - ②雇用調整助成金などの申請に必要な就業規則などの整備に要する経費 必要書類 次の書類が必要です。
 - ③申請者の概要報告書(別記様式第2号)
 - ④社会保険労務士と締結した雇用調整助成金の申請などに係る契約を証するものの写し
 - ⑤社会保険(労務士への支払)新型コロナウイルス感染症に関連するものに限り、確認できる書類
- 申請方法
- 令和3年3月1日(月)までに、必要書類を添えて産業振興課へ。

国が実施する事業者への 支援情報を公開

問い合わせ 産業振興課 ☎59-2131



経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の拡大により被害を受けた事業者のため、国の支援情報や問い合わせ先を取りまとめた冊子を、ホームページで公開しています。

冊子には、「新型コロナウイルス特別貸付」、「テレワーク設備導入に係る費用の支援」、「持続化給付金」、「雇用調整助成金」などの情報を掲載しています。

経済産業省ホームページは、「経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連」で検索してください。

募集 商業者連携 チャレンジ事業

商業者グループが市内の商業課題を解決するために企画、実施する事業に助成金を交付します。

申請対象グループ

- 市内の店舗で事業を営む商業者3人以上で構成された熱意ある商業者グループ(法人格を有する団体を除く)
- ※グループの構成員の3分の1は市内商業者であること。
- 対象事業
- 市内で新たに取り組む次の事業で、令和3年3月25日(休)までに事業が完了し、実績報告が提出できるもの。
- ※平成30年度または令和元年度に取り組んだ事業で評価が高かった場合は、再度助成金の交付対象となる場合があります。

- ①地域資源を活用した新商品(新名物)開発②商業活性化イベント③後継者育成事業④創業

- (起業)支援事業④講演会・シンポジウム⑤空き店舗対策⑥ふるさと納税の返礼品⑦観光振興など
- (令和元年度実施事業)
- 菊手普及促進事業●店舗訪問スタンプラリー(御商印集め)●こども企業プロジェクト
- 助成金額
- 1グループ 上限25万円まで
- 助成対象経費
- 謝礼、交通費、機材・資材・書籍などの購入費、チラシ・ポスターなどの印刷費、消耗品費、使用料・賃借料など
- 手続きの流れ

- ①申請書提出②事業審査③決定④事業の実施⑤実績報告書の提出
- 事業審査方法
- 必要性・目標設定・公益性・実現性・継続性・独創性・波及性・発展性を審査します。なお、審査の結果、審査基準に満たない事業については、不採択となります。
- また、助成金の申請額が予算額を超える場合は、事業審査の結果、点数が高い事業を優先的に事業決定します。

- 申し込み
- 7月17日(金)までに産業振興課備え付けの申請書に関係書類を添えて申し込んでください。
- ※申請書などは、市ホームページからダウンロードできます。